

令和6年5月7日  
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

学校教育活動における熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長，文部科学省初等中等教育局教育課程課長，スポーツ庁政策課長，スポーツ庁地域スポーツ課長から依頼がありました。

熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること，暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること，児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要です。令和3年5月に環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されましたが、今般，気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなどあり，その内容を一部追補（資料1）されました。また，熱中症事故防止に関する要点をまとめたチェックリスト（資料2）は，効率的に通知やその他資料の要点を確認することができます。

つきましては，令和6年4月追補版（資料1）を踏まえ，熱中症事故の防止について引き続き適切に対応くださるとともに，チェックリスト（資料2）を効果的に活用いただきますようお願いいたします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 山下  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671  
mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類番号：「G-00-01（一般文書）」



令和6年5月7日  
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校教育活動における熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長，文部科学省初等中等教育局教育課程課長，スポーツ庁政策課長，スポーツ庁地域スポーツ課長から依頼がありました。

熱中症事故を防ぐためには，それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること，暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること，児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要です。令和3年5月に環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されましたが，今般，気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなどあり，その内容を一部追補（資料1）されました。また，熱中症事故防止に関する要点をまとめたチェックリスト（資料2）は，効率的に通知やその他資料の要点を確認することができます。

つきましては，貴管下の各学校に対し，令和6年4月追補版（資料1）を踏まえ，熱中症事故の防止の適切な対応及びチェックリスト（資料2）の効果的な活用について御指導よろしく申し上げます。

連絡先  
保健体育課学校体育安全係 山下  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671  
mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp